

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 1 月 19 日（火）第3179号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

	告 示	
○指定管理者の指定（20件）		（生活・文化課取扱い） 1 （青少年男女共同参画課取扱い） 2 （自然保護課取扱い） 2 （森林経営課取扱い） 3 （森づくり推進課取扱い） 3 （健康増進課取扱い） 3 （障害福祉課取扱い） 4 （観光課取扱い） 4 （国際交流課取扱い） 5 （農産園芸課取扱い） 5 （都市計画課取扱い） 6 （危機管理防災課取扱い） 6 （始良・伊佐地域振興局取扱い） 7
○道路の位置指定	公 告	
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）		（商工政策課取扱い） 7
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告		（商工政策課取扱い） 8
	教 育 委 員 会 告 示	
○指定管理者の指定（2件）		（保健体育課取扱い） 10 （文化財課取扱い） 10
	監 査 委 員 公 表	
○監査結果の報告に係る措置の公表		（監査委員事務局取扱い） 11
	公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示		（生活安全企画課取扱い） 12

告 示

鹿児島県告示第38号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年 1 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県文化センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島市山下町5番3号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第39号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 公の施設の名称

鹿児島県霧島国際音楽ホール

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鹿児島県文化振興財団

鹿児島市山下町5番3号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第40号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 公の施設の名称

鹿児島県霧島アートの森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鹿児島県文化振興財団

鹿児島市山下町5番3号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第41号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 公の施設の名称

鹿児島県青少年会館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

鹿児島県青少年育成県民会議

鹿児島市鴨池新町1番8号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第42号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 公の施設の名称

鹿児島県屋久島環境文化村センター

鹿児島県屋久島環境文化研修センター

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人屋久島環境文化財団
熊毛郡屋久島町宮之浦823番地 1
- 3 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31日まで

鹿児島県告示第43号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年 1 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
森の研修館かごしま
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金
鹿児島市山下町 9 番15号
- 3 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31日まで

鹿児島県告示第44号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年 1 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県県民の森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人鹿児島県森林整備公社
鹿児島市山下町 9 番15号
- 3 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31日まで

鹿児島県告示第45号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年 1 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県照葉樹の森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
かのや緑化協同組合
鹿屋市笠之原町2957番地 1
- 3 指定の期間
平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31日まで

鹿児島県告示第46号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年 1 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
県民健康プラザ健康増進センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県民総合保健センター
鹿児島市下伊敷三丁目1番7号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第47号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県視聴覚障害者情報センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会
鹿児島市小野一丁目1番1号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第48号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県障害者自立交流センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会
鹿児島市小野一丁目1番1号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第49号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県高千穂河原野営場
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
一般財団法人自然公園財団
東京都千代田区神田神保町二丁目2番31号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第50号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県桜島ビジターセンター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人桜島ミュージアム
鹿児島市桜島横山町1722番地61
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第51号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県高千穂河原ビジターセンター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
高千穂河原ビジターセンター運営協議会
霧島市霧島田口2583番地12
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第52号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県奄美パーク
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
奄美群島広域事務組合
奄美市名瀬永田町18番6号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第53号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
鹿児島国際交流協力センター
東京都千代田区一番町23番地3
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第54号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
フラワーパークかごしま
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県地域振興公社
鹿児島市名山町4番3号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第55号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
谷山緑地
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
鹿児島県造園事業協同組合
鹿児島市吉野町6084番地1
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第56号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
石橋記念公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
セイカスポーツセンター・南日本総合サービス共同事業体
鹿児島市宇宿二丁目18番27号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県告示第57号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県防災研修センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
一般財団法人鹿児島県消防協会
始良市平松6252番地
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

始良・伊佐地域振興局告示第 4 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年 1 月 19 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 1 月 6 日	始良市加治木町反 土1860番地12 井上勝巳	始良市加治木町反土字古 川2895番 7	25.84	6.00

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年 1 月 19 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年 1 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
プラッセ大小路食品館
薩摩川内市若葉町41番地 2
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成27年 8 月 4 日
 - (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成27年 8 月 4 日
- 3 意見の概要

上記店舗の変更事項について、関係法令等を遵守し、来店客やその周辺地域の交通渋滞や交通安全に適正な対処（繁忙期の交通整理など）がなされることにより、周辺地域の生活環境の保持に努めること。また、周辺住民から苦情等が出された場合、誠意をもって対処し解決すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年 1 月 19 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成28年 1 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ダイソーAコープいしき店
鹿児島市伊敷町882番地外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法附則第 5 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成27年 8 月 6 日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
 - イ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路

交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずるよう努めること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法11条及び12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。

イ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。

ウ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。

エ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

(3) 建物について

ア 当計画地は、第二種中高層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。

イ 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の増築、改築ほか外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更の場合は、届出対象行為となることから都市景観課と協議を行うこと。

ウ 屋外広告物については、本市屋外広告物条例を遵守するとともに、景観に配慮したものとすること。

エ 建築行為を行う際には、建築基準法及び建築基準関係規定を遵守すること。また、建築を行わず既存建物等を利用する場合も同様に、建築基準法及び建築関係規定を遵守すること。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。

イ 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上であることから、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

ウ 当該小売店舗からの排水については、当該施設が下水道処理区域内に位置する場合は、公共下水道に接続を行うこと。

エ 古紙類や産業廃棄物については、鹿児島市で処理を行わないため、許可を有した業者で適正に処理を行うこと。

オ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。

カ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

(5) その他

ア 所有、占有、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても、防災対策等も含めた良好な生活環境の保持について、十分な対策を講ずること。

イ 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても防災対策等を含めた良好な生活環境の保持に関する十分な対策、及び安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を取得させるよう努めること。

ウ 計画の見直し等に伴い土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、鹿児島市土地利用調整課に事前に相談すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から意見を聴取し、及び同条第2項の規定により住民等から意見書の提出があ

ったので、これらの意見を平成28年1月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成28年1月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）上荒田開発店舗
鹿児島市上荒田町39番1号 外2筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成27年7月29日
- 3 意見の概要
 - (1) 鹿児島市
 - ア 交通関係について
 - (ア) 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。
 - (イ) 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずるよう努めること。
 - (ウ) 市道国鉄車両管理所前線は、店舗が開店した後、通行車両の増加が予想されることから、歩行者の安全を確保するよう対策を講じること。
 - イ 駐車・駐輪場について
 - (ア) 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法11条及び12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。
 - (イ) 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。
 - (ウ) 駐輪場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。
 - (エ) 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。
 - ウ 建物について
 - (ア) 当計画地は、準工業地域及び特別用途地区の第一種特定建築物制限地区に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。
 - (イ) 当計画地は、特別用途地区の第一種特定建築物制限地区に指定されていることから、「6店舗施設計画の概要」－「(1)計画地の概要」－「②法令上の用途等」に、『特別用途地区（第一種特定建築物制限地区）』を追記すること。
 - (ウ) 平成27年7月21日付第27-62号の景観計画区域内行為届出書のとおり、届出の内容を確実に履行し、本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。
 - (エ) 屋外広告物を掲出する場合には、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。
 - (オ) 建築行為を行う際には、建築基準法及び建築基準関係規定を遵守すること。
 - エ 環境保全（騒音・廃棄物等）について
 - (ア) 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設を有する事業所であることから、特定施設設置（圧縮機）について30日前までに届出を行い規制基準を遵守すること。
なお、室外機の設置場所については、付近の状況に配慮し適切な場所を選定すること。
 - (イ) 自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上であることから、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
 - (ウ) 当該小売店舗からの排水については、当該施設が下水道処理区域内に位置する場合は、公共下水道に接続を行うこと。
 - (エ) 一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底を行い、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。

(カ) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

オ その他

(ク) 届出のあった土地が、新川の洪水浸水想定区域に含まれていることを十分考慮した上で、所有、占有、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても、防災対策等も含めた良好な生活環境の保持について、十分な対策を講ずること。

(キ) 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、工事中においても防災対策等を含めた良好な生活環境の保持に関する十分な対策、及び安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を取得させるよう努めること。

(ク) 計画の見直し等に伴い土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、鹿児島市土地利用調整課に事前に相談すること。

(2) 鹿児島市に存する団体

店舗正面前道路の渋滞緩和策として、

ア 設置者はセットバックを行い、店舗正面入口付近に右折・左折の店舗進入車線を設けるべきです。鹿児島市とも十分な協議をしてください。

イ 店舗への進入車線設置が難しいのであれば、店舗正面前道路上に車両を在庫待ちさせない対策を願います。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第1号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

- 1 公の施設の名称
鹿児島県ライフル射撃場
鹿児島県平川ヨットハウス
鴨池公園
鴨池緑地公園
鹿児島県総合体育センター体育館
鹿児島県総合体育センター武道館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
セイカスポーツグループ
鹿児島市宇宿二丁目18番27号
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

鹿児島県教育委員会告示第2号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成28年1月19日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

- 1 公の施設の名称
鹿児島県上野原縄文の森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鹿児島県文化振興財団
鹿児島市山下町 5 番 3 号

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月 31日まで

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 1 号

平成27年10月 9 日付け監査第66号の監査結果に基づき、平成27年12月28日付け鹿教総第529号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年 1 月 19 日

鹿児島県監査委員 田中和彦
同 橋口和博
同 園田 豊
同 松田浩孝

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
教育委員会		
人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額は 1 億 4,000 万余円で、前年度より 2.17% 増加（収入歩合は 0.7 ポイント減少）し、多額となっている。	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の未収債権については、新規発生の未然防止のため、奨学資金返還納付書送付時に、文書により返還方法等を周知するなど返還意識の高揚に努めるとともに、生活困窮等による納入困難者については、免除制度の周知を図っている。 また、未納者に対しては、未納状況を示し返還計画の提出を求める督促状の発送に加え、未納状況を把握するために自宅訪問を行い、個々に応じた細やかな納付指導をするなどして、未収債権の解消に努めている。 今後も奨学生や家族のプライバシーの保護に細心の注意を払いながら、自宅訪問に重点を置き、面会による督促や分割納入等の指導及び免除制度の周知に取り組み、更なる未収債権の解消や新規発生の未然防止に努めてまいりたい。

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
教育委員会		
大島教育事務所	公用車の物品事故により、損害が発生している。	1 職場研修等の充実 職場研修等において、交通ルールの遵守及び交通事故・違反の防止に関する注意喚起や公用車を運転する職員の安全運転及び交通法令講習会の受講の徹底に努める。 2 各種会議等における交通事故防止の周知徹底 所内会議などあらゆる機会を通じ、交通事故防止の周知徹底に努めた。 3 文書による職員への交通事故防止の周知徹

		底 「服務規律の厳正確保，事務の改善等について」（平成27年4月10日付け教育長通知鹿教総第36号）を職員回覧し，交通事故防止の周知徹底を図った。
--	--	--

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められた。

平成28年1月19日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRテイルズオブデスティニーM3-K E	株式会社EXCITE	5P1286
ぱちんこ遊技機	CRウサビッチ99VC	豊丸産業株式会社	5P1243
ぱちんこ遊技機	CRAキャプテン翼UU-Y	株式会社サンセイアールアンドディ	5P1284
ぱちんこ遊技機	CRキャプテン翼ZZ-Y	株式会社サンセイアールアンドディ	5P1335
ぱちんこ遊技機	CRクイーンズブレイド2WLB	株式会社高尾	5P1288
ぱちんこ遊技機	CR美男ですねVAA	株式会社高尾	5P1354
ぱちんこ遊技機	CRAベルサイユのばら 遙かな時を超えて GLST	株式会社ソフィア	5P1310
ぱちんこ遊技機	CRA ヘルプ!!! 恋が丘学園おたすけ部 FPW	株式会社藤商事	5P1270
ぱちんこ遊技機	CR銀河機攻隊マジスティックプリンス	株式会社大一商会	5P1192
ぱちんこ遊技機	CRスーパーマン ～マン・オブ・スティール～	株式会社大一商会	5P1306
回胴式遊技機	十字架3/NB	ネット株式会社	5S1289
回胴式遊技機	パチスロひぐらしのなく頃に絆S	株式会社ディ・ライト	5S1193